

函 総 務

函 福 管

令和7年(2025年)6月5日

総務常任委員会委員 各位

民生常任委員会委員 各位

総 務 部 長

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記のとおり資料を配付しますので、よろしく  
お願いいたします。

記

- 運転免許が失効した職員による公用車等の運転について

(総務部総務課)

(保健福祉部管理課)

## 運転免許が失効した職員による公用車等の運転について

### 1 概要

保健福祉部の一般職の20代の職員が、運転免許が失効していたにも関わらず公用車等を運転していた事実が判明しました。

令和7年5月19日、当該職員が退庁後に運転免許証を確認した際、同年4月9日まで有効となっている運転免許を更新していないことに気づき、5月20日に所属長に報告しました。当該職員が当該所属長とともに警察署に出頭したところ、故意に無免許運転をしたものではなく、失効に気づいた後は運転していないことから、失念による運転免許の失効として、道路交通法違反による行政処分・刑罰の対象にはなっていないものです。

なお、運転免許の更新については、既に手続きを済ませております。

### 2 運転免許失効期間における公用車等の運転状況

- ・ 公用車の運転 4回
- ・ 自家用車の運転 4回

### 3 再発防止策

- ・ 所属長に対し、公用車の運転を命ずる職員全員に運転免許証の提示を求め、現物により有効期限を確認するよう指示しました。
- ・ 所属長が適切に指導・監督するために必要な措置として、所属長が管理する運転免許証確認表を整備し、所属長は、公用車の運転を命ずる際に運転免許証確認表により有効期限を確認するとともに、適時適切に運転免許証の更新手続きについて注意喚起するものとししました。
- ・ 全職員に対し、公用車等を運転する際の法令遵守について周知徹底を図りました。